

# 競技会主催・公認規則

2009年10月制定

2015年12月改正

(目的)

第1条 公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟（略称：J C B L）傘下の競技会には、J C B Lが主催する競技会および公認ブリッジセンターまたは公認ブリッジクラブが主催しJ C B Lが公認する競技会がある。この規程はJ C B Lが主催または公認する競技会の基準を定めるものである。

(競技会のレイティング)

第2条 競技会は下記のレイティングに分類される。競技会のレイティングによって主催または公認の条件が異なる。

- (1) ナショナル
- (2) リジョナル
- (3) セクショナル
- (4) ローカル
- (5) クラブ選手権試合（略称C C G）
- (6) ウィークリー

(主催／公認条件)

第3条 各レイティングの公認条件は次の通りとする。

(1) ナショナル

J C B L、公認ブリッジセンター、公認クラブ規則に規定されたみなしブリッジセンターが開催できる。

原則として1種目につき年間1ナショナル競技会のみ開催できる。

J C B Lが特に認めた競技会を除き、公認またはみなしブリッジセンターはJ C B L主催ナショナル競技会の予選のみを開催できる。

開催は原則として土曜、日曜および祝休日（4月30日から5月2日、12月26日から1月4日は休日とみなすことができる。以下、この条について同じ）のみとするが、ナショナル競技会の予選についてはJ C B Lの許可を得て平日に開催できる。

競技会名、開催日、開始時間、種目、会場などの情報を会報の競技会案内に掲載しなければならない。

(2) リジョナル

J C B L、公認ブリッジセンター、公認クラブ規則に規定されたみなしブリッジセンターが開催できる。

開催は原則として土曜、日曜および祝休日のみとし、J C B Lが特に認めた場合を除き、各都道府県につき年間1回（最大連続2日間）の競技会を開催できる。少なくとも1日は参加制限のない競技会を開催しなくてはならない（オープンを含むストラティファイ戦および募集はオープンで行いフライト分けする競技会は可）。

競技会名、開催日、開始時間、種目、会場などの情報を会報の競技会案内に掲載しなければならない。

(3) セクショナル

J C B L、公認ブリッジセンター、公認クラブ規則に規定されたみなしブリッジセンターが開催できる。

公認ブリッジセンターについては、J C B Lが特に認めた場合を除き、開催は原則として土曜、日曜および祝休日のみとし、開催回数を制限しない。

首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）の公認ブリッジセンターは原則として月1回まで、首都圏以外の公認ブリッジセンターは、原則として月2回まで平日に開催できる。首都圏のブリッジセンターは平日に開催を希望するセンター全てが同じ日に開催しなくてはならない。

みなしブリッジセンターについては、年間12日（1日最大2セッション）を上限として開催できる。

首都圏のみなしブリッジセンターにおいては開催を土曜、日曜および祝休日に限定する。首都圏以外のみなしブリッジセンターにおいては開催曜日を制限しない。

競技会名、開催日、開始時間、種目、会場などの情報を会報の競技会案内に掲載しなければならない。

(4) ローカル

J C B L、公認ブリッジセンター、公認クラブ規則に規定されたみなしブリッジセンターが土曜、日曜および祝休日に開催できる。

公認ブリッジセンターについては開催回数を制限しない。

みなしブリッジセンターについては、年間12日（1日最大2セッション）を上限として開催できる。

平日については、同時大会、WBFチャリティゲーム、ファンゲーム等J C B Lが指定し公認料を別途規定した競技会に限り、J C B L、公認ブリッジセンター、公認クラブが開催できる。同時大会等日時を指定された競技会を除き申請したウィークリーと同じ曜日、開始時間に開催しなくてはならない。

競技会名、開催日、開始時間、種目、会場などの情報を会報の競技会案内に掲載しなければならない。

(5) C C G

J C B L、公認ブリッジセンター、公認クラブが開催できる。

年間最大開催回数は公認クラブ規則に規定された回数とする。

(6) ウィークリー

J C B L、公認ブリッジセンター、公認クラブ、J C B L会員会友が開催できる。

公認ブリッジセンターおよび公認クラブは、入会申込書または更新申請書に記載したゲームにつき、公認クラブ規則に規定された回数内のゲームを開催できる。

J C B L会員会友はクラス1のゲームのみを開催できる。

（主催／公認申請）

第4条 各レイティングの主催／公認申請は次の通り行うものとする。

(1) ナショナル

新規開催の申請は競技会事業部に提出する。

地方予選以外のナショナル競技会の新規開催については、理事会の承認を得て開催が認められる。

第3条の主催／公認条件に合致しない申請については競技会事業部がその内容を検討し、理事会が開催の可否を決定する。

過去に開催されたことのない種目及び採点方法を行う競技会の場合は、競技委員会に申請内容の検討を諮問し、開催しても支障ないとの答申を受けた後、理事会が開催の可否を決定する。

(2) リジショナル／セクショナル／ローカル

新規開催の申請は競技会事業部に提出する。

競技会的主催／公認申請のうち、第3条に規定された主催／公認条件に合致し、過去に開催されたことのある種目及び採点方法を行う競技会は、開催申請を提出することで、原則として開催を認められる。

第3条の主催／公認条件に合致しない申請については競技会事業部がその内容を検討し、理事会が開催の可否を決定する。

過去に開催されたことのない種目及び採点方法を行う競技会の場合は、競技委員会に申請内容の検討を諮問し、開催しても支障ないとの答申を受けた後、理事会が開催の可否を決定する。

(3) CCG／ウィークリー

公認クラブ入会申込書または更新申請書を提出し認められたクラブは、公認クラブ規則に従ってCCGおよびウィークリーを開催できる。

クラス1のウィークリーの開催は申請の必要はない。

(公認料)

第5条 主催者は公認された競技会についてJCB Lに公認料を支払う。公認料はウィークリーを除き、原則として徴収した参加料合計に対する定率制とする。ウィークリーを除く定率制を取らない競技会については、公認料をJCB Lから主催者へ事前に通知するものとする。

(1) ナショナル、リジショナル、セクショナル、ローカル、クラブ選手権試合  
参加料合計に対して別表の料率をかけた金額を公認料とする。

公認料の上限は別表の金額とする。

(2) ウィークリー

セッションあたり1テーブル40円。ただしクラス1においてはFMP証を1枚20円で購入することで公認料の支払いとする。

(参加料)

第6条 第5条に記述の参加料については、実際に徴収した金額ではなく、以下の規定を適用する。

(1) 一般の参加者が支払う1人あたりの金額に参加者数およびセッション数を乗じた合計を参加料合計とする。

(2) 主催者が一部の参加者へのサービスとして参加料の割引あるいは免除の設定を行っても、公認料は通常の参加料に基づいて算出する。

(3) 特定の競技会の参加料を通常とは異なる参加料に設定した場合は、異なる設定の参加料から公認料を算出する。

(4) 優待券、回数券など割引による参加料減額分は主催者が負担するものとする。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は競技会事業部が起案し、理事会の承認を得て行う。

附則

この規則は2009年11月1日から施行する。

附則（2015年12月改正分）

この規則は、2016年4月1日から施行する。

（別表）競技会公認料（1テーブル・1セッションあたり）

レイティング	参加料総額に対する料率	上限金額
ナショナル	22%	2,500円
リジョナル	22%	2,000円
セクショナル	22%	1,500円
ローカル	20%	1,000円
CCG	20%	800円